

# 警視庁職務質問指導室運営規程

平成20年3月28日

訓令甲第7号

存続期間

## (目的)

第1条 この規程は、警視庁職務質問指導室（以下「職質指導室」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (準拠)

第2条 職質指導室の運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (任務)

第3条 職質指導室は、地域警察官の職務質問技能及び捜査書類作成能力の向上を図ることを任務とする。

## (室長の責務)

第4条 職質指導室の室長（以下「室長」という。）は、地域指導課長の命を受け、職質指導室の事務を掌理し、職質指導室の勤務員（以下「室員」という。）を指揮監督するとともに、その適正かつ効果的な運営を図るものとする。

## (編成)

第5条 職質指導室の編成は、次のとおりとする。

┌—職務質問指導第一班  
室長—|—職務質問指導第二班  
└—書類作成指導班

2 班に班長を置き、警部をもって充てる。

## (分室)

第6条 職質指導室の活動の拠点として分室を置き、分室の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
富坂分室	文京区春日一丁目5番12号
小金井分室	小金井市貫井南町三丁目21番3号

(勤務制)

第7条 室員の勤務制は、地域部長が別に定める者を除き、毎日制勤務とする。

(内規)

第8条 地域指導課長は、職質指導室の運営に関する必要な事項について、内規を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。